

# 「草加ふささら」草加よさこいサンバフェスティバル2026 出店要領

## 1 趣旨

この要領は、「草加ふささら」草加よさこいサンバフェスティバル2026 への出店の取扱を定めるものとする。

## 2 出店日時

令和8年9月27日（日） 午前11時から午後5時30分まで

※交通規制の時間は午前10時30分から18時30分までとなっており、時間外の搬入・搬出は固く禁じます。

## 3 出店場所

草加駅西口周辺

## 4 出店資格

- (1)草加市で事業を営んでいる事業者
- (2)草加市在住の事業者
- (3)草加商工会議所または草加市商店連合事業協同組合の会員の事業者
- (4)草加市内の町会・自治会の団体
- (5)その他 実行委員会の推薦を受けた者



↑出店申込フォーム

## 5 申込方法

(1)草加よさこいサンバフェスティバル公式ホームページ等に掲載の出店申込フォームより必要事項を入力の上、お申し込みください。

※申込に当たっては、Google アカウントが必要となります。Google アカウントをご用意上、お申し込みください。

(2)申込後、出店者説明会への出席及び出店料の支払いをもって受付完了となります。

※申込後、販売物等の出店内容の変更はできません。必ず内容が確定してからのお申し込みをお願いします。また、出店内容として申請した品目以外の販売は、当日一切行えません。

※警察、消防、保健所等への各種手続きは実行委員会が一括で行います。

## 6 申込期限

令和8年7月10日（金） 厳守

※申込受付は1事業者様1申し込みまでとさせていただきます。

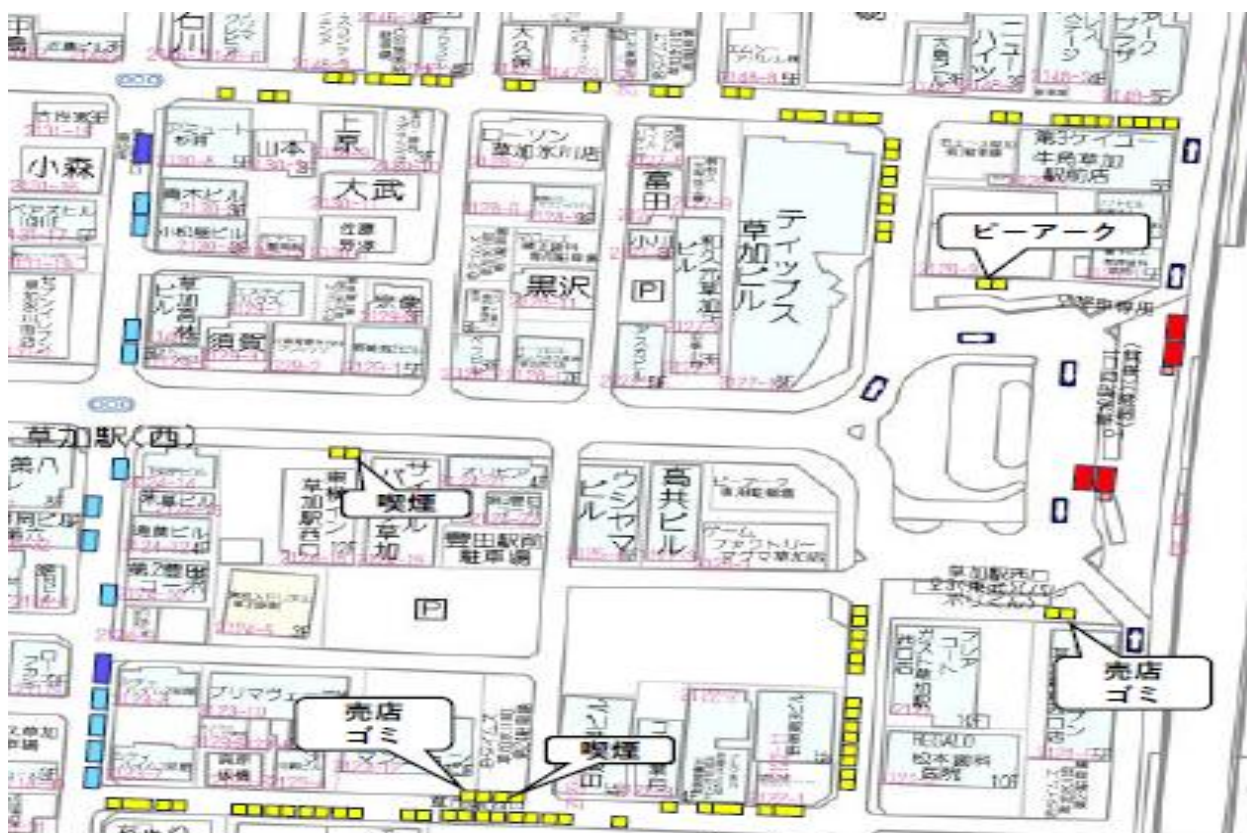
※なお、応募者多数の際は、抽選となります。

## 7 出店料

出店者説明会にてお支払いいただきます。（現金のみ）

区分	出店料	備考
一般	2万円／1区画	
一般	3万5千円／2区画	
キッチンカー	2万円／軽自動車 3万円／普通車	

※今年度のキッチンカーエリアについては下記の水色の部分を予定しております。



※多くの方に出店いただけるよう、1事業者様1申し込みまでとさせていただきます。なお、応募者多数の際は、抽選となります。

※荒天等によりイベントが中止となった場合でも、出店料は原則返金いたしません。

※1区画の大きさは、看板等を含め、幅2.5m、奥行き2.5mです。

※キッチンカーについて、側面販売に限ります。

区画内に収まる以下のサイズまでとさせていただきます。

- ・普通車：長さ7m以内、奥行き2.5m以内
- ・軽自動車：長さ5m以内、奥行き2.5m以内

販売方法 側面を使用しての販売とします

前面・後面からの販売はご遠慮下さい。

※区画場所の提供のみで、テント、テーブル、電源等の設備の用意はありません。

※出店場所については近隣対策等の都合により、実行委員会にて割り振りを実施するため、希望はお受けできません。ご了承いただいた上でお申し込みください。

#### ごみの回収について

- ・今年度の開催では、回収対象のごみに限り、出店者の方のごみを実行委員会で回収いたします。
- ・回収対象は、可燃ごみ、びん、かん、ペットボトルのみです。焼き台等の不燃物は回収できませんので、必ず持ち帰ってください。
- ・回収時間や場所等については、出店者説明会にてご説明いたします。

## 8 出店者説明会

次のとおり、出店者説明会を開催いたしますので、必ず出席してください。  
会場の席に限りがありますので、原則代表者1人のみの出席とさせていただきます。

(1)日 時：令和8年8月5日（水） 午後2時～午後4時

(2)会 場：高砂コミュニティセンター 集会室 （草加市中央1-2-5）  
※草加駅徒歩10分 高砂小学校内の施設です。

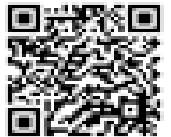
(3)持ち物：出店料、筆記用具

※出店料の支払方法は現金のみです。おつりのないように準備をお願いします。

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

## 9 出店条件（申込前に必ずご確認ください）

- 暴力団、暴力団員との関係を有していないこと。また、そのことについて、警察署に照会することを承諾すること。
- 疑義が生じた場合には、従事者一覧表及び身分証明書の写しを提供すること。出店許可された後、名義貸し及び暴力団との関係が明らかになった場合は、出店を取り消すものとする。
- 販売する物につき、販売者、加工方法、保存方法等食品に関する法令等を遵守すること。
- 埼玉県 HP「行事に伴う食品の臨時出店について」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/rinjishuttenn/rinjishuttennkaisei.html>  
を確認の上、申し込むこと。保健所の指導により認められない場合には変更すること。  
臨時出店において製造、加工又は調理できる食品は、衛生上原則別表のとおり。
- 顧客や住民等のトラブルについては、出店場所の管理出店者が責任をもって当たり、誠意をもって解決すること。
- 準備時間・出店時間・退去時間は主催者の指示に従い厳守すること。
- こんろ、グリドル、発電機等の火気器具を使用する場合は、業務用消火器を店舗内に必ず備えること。 ※当日、消防による点検を実施
- 売上の保証や補償は行わない。
- 飲食物を出店する場合は、出店場所にブルーシートを敷いてガムテープで固定すること。環境美化に協力し、汚損したときは原状回復すること。  
※出店者による原状回復が困難な場合（油がコンクリートや壁に流れる等）には、修繕の費用を負担すること。
- 主催者の定める出店場所以外に出店しないこと。
- 出店に当たり、事前に警察から道路使用許可を受けること。（実行委員会で一括申請）
- 出店区画の外にテーブル・イス等を設置しないこと。
- 出店時間中は、当日配付する出店許可書をお客様から見える箇所に掲示すること。
- その他出店に際しては、実行委員会及び警察官の指示に従うこと。
- かき氷については、実行委員会が専売するので販売を禁ずる。
- 生もの及び食中毒リスクの高い食品の提供は禁止とする。  
例) 刺身、冷やしきゅうり、カット野菜、浅漬け類 等



## 10 その他

- 入力内容に誤りや不備がある場合は受付できません。
- テント・電源・水・ガス等は、各団体で用意してください。
- 草加よさこいサンバフェスティバル実行委員会は、出店者が用意した搬入物及び備品等の破損、紛失の一切の責任を負いません。
- 申込に際してご提供いただいた個人情報、警察への照会等、出店手続きの目的のみに利用いたします。なお、ご記入いただいた個人情報を、本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

- 出店条件に記載された事項を著しく違反した場合や申請内容に虚偽があった場合、主催者の指示に従わない場合は、直ちに出店許可を取り消し、また今後の出店を拒否する場合があります。

別表

分類	食品の名称（例）
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロッケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、空揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼うどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
果実チョコ	果実チョコ